

福祉活動専門員の

福岡

ま な こ

社協活動前進のために

No.38 1995年9月発行 福岡県専門員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニー印刷



# 特集 I

## 阪神大震災

### 救援レポート

神戸を中心に多大な被害をもたらした本年一月十七日の阪神大震災。全国から多数のボランティアが集まる中、県下の市町村社協からも被災された方々の支援のため十数名の方々が駆けつけました。この震災を巡っては被災直後から行政や民間団体の対応、ボランティアの意識等について、数々の問題点が指摘されています。実際に、ボランティアコーディネーターとして現地に赴いた方お二人に今回はレポートをお願いしました。

▲鷹取中学校のグラウンドに設置されたボランティア本部

▲毎日のように行われるボランティアによる炊き出しの様子

阪神大震災救援ボランティア活動で

学んだもの

宗像市社会福祉協議会

内野 英雄

八月四日、一通の手紙を受け取った。西日本の各県社協が救援活動の拠点とした須磨区鷹取中学校で、福岡県ボランティアの第一陣として参加したある看護学生さんからである。

手紙には、「二度目のボランティア活動を行うために、小倉から三宮行きの長距離バスで鷹取中学校へ一人で行く」ことが書かれていた。

八月十四日避難所鷹取中学校は消える。鷹取中学校でのボランティア活動は、今、終息の時期を迎えようとしている。

理由は、被災者用の仮設住宅が量的には整備されたので、学校が避難所として果たした役割を終えるように行政指導がなされているし、食料等の配布も中止されるからである。

「鷹取中学校でのボランティア活動に終止符が打たれる八月十四日まで、ボランティア活動を続ける」とも、彼女の手紙には書かれていた。

何が彼女をこうまでも鷹取中学校へ、神戸へ向かわせるのだろうか。

三月、彼女は鷹取中学校で校舎内受付・案内係としてボランティア活動を行っていた。

校舎内受付・案内係は、学校から出ていく避難者、逆に校舎外から学校に

避難して来る被災者への日々の対応や確認、長引く避難生活で起る避難者の苦情の受理、行政の救援活動に関する情報の提供、また家族などの安否確認に訪れる校舎外の人々への対応などを主な活動内容とする。

残りたい!!知らない世界との出会い  
彼女は、三月七日に第二陣と交代することになっていたが、七日の朝「鷹取で、今まで自分が知らなかった世界を体験させてもらった。もう少し、ここに残って活動することで、これからの人生に今までは違った生き方ができるような気がします」と残留を希望してきた。

実は、彼女を含め三人のボランティアが残留を希望し、その中の一人S君は五月までの二カ月間、鷹取中学校での活動を続けた。

避難所、鷹取中学校は実に不思議な魅力を持つ。

多くのボランティアは二度、三度と鷹取中学校へ出向いて行くし、チャリテイコンサートを行ったり、震災直後のスライド上映会を行い救援金を募るなど、なんらかの形で鷹取中学校との「絆」を持ち続けたいと、各地で「勝手連」的に徒党を組みめぐめている。

彼女もその中の一人だし、二度目の鷹取中学校行きのためにアルバイトをしてきた。

震災直後、酷寒の中ボランティア本部テントを、ボランティア活動のため

の組織を立ちあげた先輩ボランティアの心意気と苦勞、「自分にできることを一杯する。一人ではできないけど皆でやれば、何かができる……」そんな思いが集約された場所、鷹取中学校。八月十四日、避難所鷹取中学校でのボランティア活動の終わりを彼女がどのような気持ちで迎え、見届けようとしているのか。

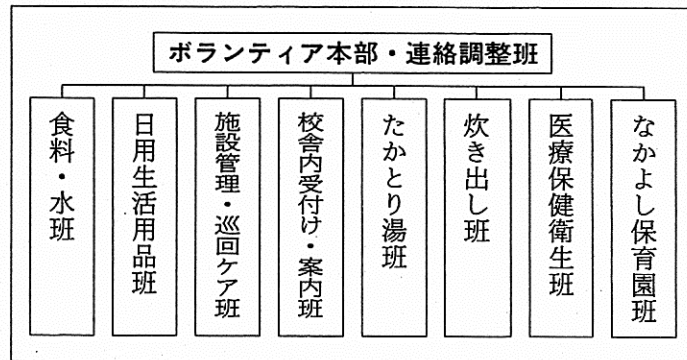
避難所鷹取中学校での  
救援ボランティア活動

社協派遣職員として、三月三日鷹取中学校に入ったが、当時校舎内、運動場に被災者約九百人、校舎外の被災者約三千五百人、合計四千四百人も被災者の方々が避難所鷹取中学校に食事、衣服、生活用品等の配給を受け、生活の全てを依存していた。

当時のボランティア活動は、被災者への「衣食住の確保、物的支援」から「自立支援、精神的ケア」への転換時期であったし、西日本各県社会福祉協議会がボランティアの需給調整等を行う加古川本部の撤退、それに伴い鷹取中学校の救援活動をボランティアによる自主的運営に移行する直前の時期であった。

三日早朝、福岡ボランティア第一陣三十人が鷹取中学校に入ったが、長崎、岡山、鳥取、島根、熊本、佐賀、栃木等から五日から七日程度の宿泊ボラン

ティアと、地元の日帰りボランティアとが共同で被災者の世話を行っていた。鷹取中学校におけるボランティア活動の組織は当時は、以下のとおりであった。



(備考) 医療保健衛生班は宮崎県の医師、保健婦が、なかよし保育園は私立保育所連盟が対応、炊き出し班はボーイスカウト連盟が担当

夕食用弁当一個、朝・昼食用パン二個牛乳とジュースが一日の被災者の食事ボランティアの一日は、三月には朝六時の起床から夜十一時の消灯まで、概ね次のような日程で行われていた。

- 6:00 起床
- 6:20 パン搬送車到着
- 7:00 当日ボランティア受け付け開始
- 8:00 全員集会・たかとり湯調整

- 【各班ごとに活動】
- 14:00 班リーダー会議
  - 15:00 頃 弁当搬入
  - 17:00 配食開始
  - 19:00 牛乳搬入
  - 19:30 全員集会
  - 20:00 学校・班リーダー会議
  - 21:00 被災者班長会議
  - 23:00 消灯

鷹取中学校では、何事も被災者が最優先に進められる。

被災者に配られる一日分の食事は、夕食用の弁当一個、翌日の朝・昼食用のパン二個、牛乳とジュース各一個が、夕方五時からの配食事に、一度にまとめて配られる。

校舎外の被災者は、午後五時からの配食開始なのに四時頃から二十人程の列ができる。

ボランティアの食事は、被災者に配食した残りであり、賞味期限が過ぎた弁当があればいいほうで、弁当がなければパン、パンも無ければカップ麺だけですませる。

社協職員は、ボランティアが食べ終わった後に余った物を食べる。

派遣職員として、鷹取中学校に入った各県の社協職員が守るべき一つの掟として、「被災者第一、次がボランティアさん、最後に社協職員」。

食事にしても、炊き出しにしても、全員集会の着席にしても全てこのルー



ルに従うこと。

人を救うには人しかない

未曾有の阪神大震災に、社協職員として、ボランティアのコーディネーターとして学んだこと、それは一つには三月十一日の加古川本部撤退を目前にして、必死で社協撤退後のボランティア活動の在り方を、テントの暗い裸電球の下で話しあっているボランティアの姿を見たとき、社協とは一体何なのか……という社協そのものの原点を問い直さずにはいられなかったこと。

「三十七年要項」にしろ、「新基本要項」にしろ、社協は単なる旗振り役で、踊らされる(?)地域住民やボランティアに「あなたが主役だから」という一言で全てに幕を引いてきたのではないのか……。

二つ目は、ボランティアの育成などと言うおこがましいことを社協が、私達がどれだけ真剣に論議してきたかということ。

確かに、ボランティア入門講座やボランティアリーダー養成講座等をどこの社協でも実施してきたが、「数合わせ」や「事業のための事業」にすぎなかったのではないか……。

「共に生きること」を、私達社協職員とそれこそ「共に」実践していく最良のパートナーとしての「ボランティア論」を社協は、私達は持っていないかと思う。

バイトをし二度、三度と神戸に、鷹

取にボランティア活動に彼女等と呼ばせるものが、何なのかを考えると、それは大震災という極限状況が引き起こしたものではあるが、そこには紛れもない「共生の世界」があり、それを体験したからだと思う。

そのことが社協に、私達に「社協のボランティア論」の中身と真贋とを鋭く問い詰めているように、今感じている。

最後に一言、福岡県社会福祉協議会には、現地で不足する物資の調達で強力に後方支援していただいたことには深く感謝している。

しかし、県社協にとって今回の阪神大震災救援ボランティア活動がどういう意味を持ち得たのか、それが今後の社協活動にどう反映されるのか、参加したボランティアと共に、県社協は「総括」をキチンとやることを希望して止まない。

## 阪神大震災

### 救援ボランティアレポート

飯塚市社会福祉協議会

藤川 征典

一月十七日午前五時四十六分、戦後最大級とも言えるマグニチュード七・六の大地震が兵庫県南部を襲い、このニュースが日本中を駆けめぐりました。それから約一カ月後、全国社会福祉協議会においてもこの状況に対応することになり、福岡県についても早急な

対応がなされ、今回第一班〜五班に別れての社協職員の二名ずつの派遣要請があり、私は第五班の一員として三月二十五日〜三十一日の七日間、場所は神戸市須磨区青葉町にある鷹取中学校で活動を行いました。

鷹取中学校がある鷹取駅は、新長田駅から一つ手前の駅で、皆さんは、「長田」、「三宮」と聞けば阪神大震災でもっとも被害の大きかった所だと、テレビ、新聞等で、ご存じだと思います。

三月二十五日午後二時、山陽新幹線姫路駅に到着、そこから在来線に乗り換えJR鷹取駅に向かう電車の中で私たち七名(社協職員二名、ボランティア五名)は、吊り革に捕まりながら車窓から、不安と恐怖の中でただ神戸市内を眺めているだけでした。

鷹取駅から四つほど手前の駅にさしかかった頃一人のボランティアが、大きな声で叫びました。「すごい、なんかこれ、めちゃくちゃやきの。」「ほんとめちゃくちゃになっちゃうばい。」と、九州弁丸出しで、ほかのボランティアの一人が答えました。「瞬間車内は静まりかえり、なんともいえない雰囲気がかげぐりました。車内の人の視線が、一瞬、物珍しそうに私たちに集中しました。言った本人もその異様な雰囲気

市の状況と鷹取中学校の今の状況、内容等をお聞きしました。

「現在では電気、水道は整備されていますが、ガスは今やと通っている状態です。」「今校内におられる被災者の方々は自衛隊からの援助により仮設のお風呂があるため、そこをたかとり湯と名付け使用しています。」等々。当初、お風呂が来たときは、ものすごい混雑で収拾がつかない状態だったそうです。やっと一段落したときは夜中で、後は下着の山と化していたそうです。

地震当初は、鷹取中学校では千五百名の被災者の方々がおられ一階の校舎から廊下まで全部病室に変わっていたそうです。

この鷹取中学校は、長田町から焼けだされ逃げ込まれた方が多数おられ、地震当初、お昼のニュースでは死者三十名と報道されていましたが、鷹取中学校四階の体育館ではすでに三百名をこす遺体が並べられていたそうです。「もうそれは、生き地獄ですよ。足がふるえて止まらなかつたですよ。」と声を震わせながらおっしゃっておられたのが非常に印象的でした。

また、「地震当初は次々と問題が出てくるんですよ。初め、被災者はこの学校には千五百名いましたから一日でトイレは使えない状態で、水を運ぶために一日中トイレとプールとのピストン運動の繰返しで、これが一週間ほど続いたのはこたえました。」とおっしゃっていました。それと、食料と水の問





# 連絡会って何？よく考えてみよう

福岡県専門員連絡会会長 福 山 直 樹

発足して今年で二十四年になる私たちの福岡県専門員連絡会も、今日そのあり方を問い直し、出来れば新しく生まれ変わる時期に来ているのかも知れません。というのも、総会の出席率からもうかがえるように、今の連絡会の活動の現状は、決して芳しいといえるようなものではなく、会員一人一人にとっての連絡会への思いも、それほど積極性を感じられるようには見えないからです。

では、  
「連絡会なんて無くしてしまえ！」  
となると皆さんどうでしょう？

私があやまって連絡会の会長になってから巷で飛び交うようになった解散論も、実は連絡会に何かを期待し、求める気持ちの裏返しのようにも思えるのですが…

「なくても困るけど、あっても別にじやまにはならない。言ってみれば空気みたいなもの」  
そんな連絡会、皆さんは今どのような考えをしていますか？

さて、そもそも今の連絡会の目的というのは「専門員相互の資質向上を図るとともに、活動推進上の連携に努めることを目的とする」とあるように、基本的には社協という同じ職場で専門

員として働く者同士が、それぞれの仕事上の課題や悩みを出し合い、共通課題とした上で、その解決に向けての方策を探り合うというところにあると思います。しかし現状はどうでしょう。ある町の専門員に言わせると「今の連絡会のメンバーは、何を考えているかわからない。課題も出し合わない。胸の内を明かさないと嘆いているように、連絡会が話し合いの為、課題解決を期待できるような機会にはなっていないのかも知れません。せいぜい他の社協の状況を把握したり、お互いの無事を確認し合ったりする程度（すいません言い過ぎです）のものとしか多々の専門員は思っていないのではないのでしょうか。逆に言えば、専門員同士に共通の課題が見い出せないから、あるいは問題意識の視点が違い過ぎて、あまり期待できるものとして考えられないのかも知れません。」

今日、社協の置かれている状況は、全社協あたりが推している事業型社協という社協の独自性、他団体との違いが見えない路線と、それとは方法を異にする地域づくりや障害者や老人等の少数者側からの視点を、組織化活動を通して確立してゆくと、言ってみれば創造型社協路線との間で右往左往

し、どっちつかずのところにあると思えます。今の連絡会の不調は、この社協のあるべき方向性が定まらない、先がどうも見えてこない状況に大いに関係があると思います。と同時に、専門員の仕事のすわりの悪さみたいなものも、この社協の今ある立場がそのまま影響しているように思います。本来、連絡会とは、このような状況だから何かの方向性を期待できるような組織体としてあるべきなのですが…

今回の論議のキツカケは、組織する会員の職種の問題からです。専門員連絡会だから、当然専門員だけが会員となるのがたて前となります。しかし、福祉の状況や社協の内情が変わる中で、専門員以外の社協職員が会員となった（規程上はクリアーしています）、また逆に、専門員であつた者が、職種変えて会員でなくなったりというケースが出て来ました。この問題は、単に会員の構成を整理することだけにとどまらず、実は連絡会そのもののあり方、そして社協事業の方向や、その中で専門員の仕事、役割の問題にもかかわってくるように思います。社協とは一体何をめざし、何をやる場所なのか、あるいは専門員とは何を抛りどころに仕事に取り組むべきなのか、結局、根本的なところからの問い直しを改めて必要になってくると思います。

会員構成問題について、筑豊ブロックでは、少数での話し合いながら、専門員連絡会にこだわるというところ

とりあえず落ち着きました。一方、県南ブロックでは、すでに社協職員全体の組織化がなされています。どちらの方向に県全体としてすすむかは、今後の論議によるところですが、時間がかかってもいいから、大きな視点からの見直しをしていければいいと考えています。

## 福岡県専門員連絡会役員名簿

(任期：平成7年4月1日～平成9年3月31日)

職名	所 属	氏 名	備 考
会 長	苅田町社協	福 山 直 樹	全県選出
副 会 長	海玄町社協	牧 久 雅 仁	福岡ブロック選出
〃	黒木町社協	保 秀 史	筑後ブロック選出
監 事	北野町社協	野 瀬 光 治	両筑ブロック選出
〃	北川町社協	村 勝 也	筑豊ブロック選出
幹 事	岡垣町社協	西 中 周 平	全県選出 (3年未満)
〃	春日市社協	先 和 彦	〃 ( )
〃	川崎町社協	鍛 千 住 節 子	〃 (女性代表)
〃	太宰府市社協	古 川 妙 子	〃 ( )
〃	稲築町社協	木 山 淳 一	まなこ編集委員会委員長
〃	大野城市社協	岡 部 則 彦	〃 副委員長

# 特集II

## 「公的介護保険」構想の

### かかえる諸問題

その時お年寄りには？ 家族は？

そして社協は？

#### 1、公的介護保険とは何か

ドイツにおいては、「公的介護保険制度」は二十年以上の国民的議論の末、今年から導入されました。今年の一月から保険料が徴収され、四月から在宅サービスへの適用、来年七月には施設サービスにおいても開始されることになっていきます。

日本では、この「公的介護保険」構想が初めて公にされたのは平成六年九月の社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第二次報告です。この後、高齢者介護・自立支援システム研究会報告「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」をはじめ各種審議会報告等が出され、同制度の導入に向けて急速に準備が進められており、早ければ平成九年四月にも開始されるのではないかとこの見方がされています。

現在検討がなされているこの「公的介護保険」は、一般的にはまだまだ不明確な点が多いのですが、各報告等での要点は以下のとおりです。

#### 制度の背景

公的介護保険の導入が進められる背景としては、《今後、高齢化率が高くなり、従来の家族介護ではとても支えられる状況ではなくなりつつあること》

《介護サービスが大きく立ち遅れており、スムーズに利用できるようなシステムづくりが求められていること》

《現在の施設ケアにおいては利用手続きや利用者負担にバラツキがあること》

《制度の基本的な考え方

高齢者介護・自立支援システム研究会報告では、①高齢者自身による選択、②介護サービスの一元化、③ケアマネジメンツの確立、④社会保険方式の導入、の四点を基本的な考え方として提起しています。

『高齢者自身による選択』とは、「与えられる福祉」から「選ぶ福祉」への転換ということ、その選択を可能とする条件として、①サービスの普遍性、②サービスの公平性、③サービスの妥当性、④サービスの専門性、の四つを

あげています。また、自己決定に馴染まない緊急的なケースについての保護措置も例外として明記されています。

『介護サービスの一元化』については、これまで各制度にまたがってきた介護サービスを、新介護システムの下で一元化するというもので、このうち在宅サービスについては保健・医療・福祉の各サービスが総合的に「サービス・パッケージ」として提供されることを目指しており、また施設サービスは特養、老健施設、療養型病床群、老人病院（入院医療管理病院）の利用者負担の格差解消を図り、最終的には一元化を目指すということです。

『ケアマネジメンツの確立』は、専門家であるサービス関係者によるケアチームをケアマネジメンツ機関が中心となつて組織し、個々のケースについてのケアプランを作成し、高齢者や家族の状況に応じた適切なサービスをパッケージ化して提供するというもので、ケアマネジメンツ機関は自らもサービスの供給機能を持ち、さらに利用者が複数の中から選択できることが適当であるとされています。この、ケアプラン作成については、個々の症状だけでなく、心身の状態や日常生活の全体像を踏まえた「全人的な評価」が必要だと報告書ではなっています。

『社会保険方式の導入』については、介護費用を将来にわたって安定的に確保するための方策として、租税を基礎とした公費方式と社会保険方式が考え

られ、両者を比較した場合、高齢者自身による選択（契約）という面や、保険料負担の見返りとしての利用者の権利性、応益負担による制度間の不整合の問題解消などの理由で社会保険方式が適切であるというものです。ただし、公的主体（国、都道府県、市町村）に介護サービス保障に対する責任を持たせるため、適切な公費負担を組み入れることとしています。

#### 2、何が変わるのか、問題点は何か

この公的介護保険導入に関しては、さまざまな問題点が考えられます。

『高齢者自身による選択』といっても、現状ではもちろんのこと、新ゴールドプランどおり、サービスの供給体制が整備されたとしても、とても自由に選択できるというところまではいきません。平成七年七月の老人保健福祉審議会の中間報告では、一層の充実強化を図るべき（新・新ゴールドプラン）というようになっていますが、市町村等の状況を見ると、新ゴールドプランですら達成できないのではないかと考えられます。さらに、高齢者介護自立支援システム研究会報告の「利用料」の説明における「日常生活費にあたる部分」の解釈の拡大によっては、ホームヘルプ事業の家事援助業務が介護保険の給付対象から外されることも考えられます。一方で、公的介護保険で支払われる費用がどの程度になるかという問題もあります。これが低額で